

牛滝地区小水力発電所整備運営事業

事業者選定基準

令和5年1月

青森県佐井村

目 次

第 1	本書の位置づけ	1
第 2	事業者選定の概要	1
1.	事業者選定方式	1
2.	事業者選定方法	1
3.	事業者選定体制	1
第 3	参加資格に係る審査	1
第 4	技術提案に係る審査	1
第 5	優先交渉権者の決定	4

第1 本書の位置づけ

牛滝地区小水力発電所整備運営事業事業者選定基準は、PFI 方式により牛滝地区小水力発電所整備運営事業を実施する民間事業者の募集・選定を行うに際し、応募者に配付する募集要項と一体のものとする。

事業者選定基準は、優先交渉権者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った応募者を選定するための方法及び評価基準等を示し、応募者の行う提案等に具体的な指針を示す。

第2 事業者選定の概要

1. 事業者選定方式

事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、本発電所施設の設計・建設及び運営維持等について、村の要求するサービス水準との適合性、事業遂行能力や事業計画の妥当性、資金調達計画の確実性、リスク負担能力等、応募者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

2. 事業者選定方法

事業者の選定は、「参加資格に係る審査」及び「技術提案に係る審査」により行うものとする。「参加資格に係る審査」においては、応募者の参加資格について、村が審査する。

なお、参加資格に係る審査の結果は、技術提案に係る審査における評価には反映させない。

また、「技術提案に係る審査」においては、村が設置する牛滝地区小水力発電所（仮称）整備運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が、提案内容等が要求水準を満たしているか否かについて確認したうえで、「技術提案に係る評価」を行う。

3. 事業者選定体制

事業者の選定にあたり、牛滝地区小水力発電所（仮称）整備運営事業者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置する。選定委員会は、技術提案書等を審査し、必要に応じて応募者に対するヒアリングを実施したうえで最優秀提案者を選定する。

第3 参加資格に係る審査

応募者から提出された参加資格確認書に基づき、応募者が募集要項において示す参加資格要件を満たしているか否かについて審査し、参加資格要件を満たしていないと判断した応募者は失格とする。

第4 技術提案に係る審査

選定委員会は、応募者から提出された技術提案の内容について審査する。具体的な提案内容の審査については、「審査事項の内容」に示す評価項目ごとに評価点を付与し、合計 100 点

満点とする。

なお、評価項目の評価点の計算にあたっては、その合計点の小数点以下第2位を四捨五入する。

<審査事項の内容>

評価区分	評価項目	評価内容	配点
1. 企業の実績について (30点)	(1) 企業の開発・施工実績 (※1)	再生可能エネルギー発電施設の開発・施工実績 20kW 以上の再生可能エネルギー発電施設の開発・施工実績がある(固定価格買取制度の申請手続を含む)。	10
	(2) 企業の地域密着度	応募企業又は応募グループの代表企業の村内における本店等の有無 応募企業又は応募グループの代表企業の本店・支店の所在地及びその体制	10
	(3) 地域還元活動の実績評価	地域還元活動の経験 地域還元活動への継続的関与実績がある人材の配置。	10
2. 技術提案の内容について (70点)	(1) 事業計画全般に関する事項	①事業期間中の事業者の経営計画 本事業を実施する事業者の経営計画の内容及び根拠資料等の妥当性について評価する。	10
		②リスク管理と対応策 本事業における潜在的リスクに対するリスク管理と対応策について評価する。	5
	(2) 設計・建設業務に関する事項	①設計・建設上の留意点 事業内容及び現場環境条件から留意すべき事項の的確性について評価する。	10
		②kwh当たりの建設費 施設整備の効率性について評価する。	10
	(3) 運営維持業務に関する事項	事業期間中の維持管理計画及び緊急対応体制 事業期間中の維持管理計画の妥当性について評価する。	10
	(4) 地域還元に関する事項	地域還元に関する提案や取り組み 地域還元の内容及び見込まれる効果について評価する。	25
評価点の合計			100

※1. 構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。)の実績を含む。

技術提案に係る審査においては、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価項目に従い提案内容の得点化を行う。

選定委員会は、得点化した各評価項目の評価点の合計点が最も高い提案を最優秀提案とし、その提案を行った者を最優秀提案者に選定し、次点の者以下に順位を付する。

ただし、各評価項目の得点の合計点が 50 点未満となる提案は、最優秀提案の対象としない。また、当該提案を行った者に対して順位を付さない。

第5 優先交渉権者の決定

村は、選定委員会が選定した最優秀提案者を優先交渉権者として決定するものとし、全ての応募者に対し、結果を個別に通知する。なお、この場合において、村は、優先交渉権者が辞退・失格した場合における交渉権者として、次点の者以下の交渉の優先順位を通知するものとする。